

改正

令和 7 年 6 月 6 日告示第 369 号

盛岡市森林整備支援事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 森林の公益的機能の維持及び林業の振興を図るため、森林所有者等が森林整備を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和 50 年規則第 27 号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第 2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林所有者等 森林所有者、森林組合及び森林整備の受託者をいう。
- (2) 森林整備 除伐、保育間伐、搬出間伐又は森林作業道整備をいう。
- (3) 除伐 林齢 8 年生以上 25 年生以下の人工林において行う不用木（人工林の生育を阻害する恐れのある竹を含む。以下同じ。）の除去及び不良木の淘汰をいう。
- (4) 保育間伐 林齢 26 年生以上 60 年生以下の人工林又は伐採しようとする不良木の平均胸高直径が 18 センチメートル未満の人工林（林齢 61 年生以上のものに限る。）における、適正な密度管理を目的とする不用木の除去及び不良木の淘汰をいう。
- (5) 搬出間伐 林齢 26 年生以上の人工林における、適正な密度管理を目的とする不用木（搬出及び集積するものに限る。）の除去、不良木（搬出及び集積するものに限る。）の淘汰並びにこれら除去し、又は淘汰した不用木等の搬出及び集積をいう。
- (6) 森林作業道整備 保育間伐又は搬出間伐と一体的に実施される作業道（その幅員が 2 メートル以上のものに限る。）の開設又は改良をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第 3 第 1 に規定する経費は、別表第 1 の左欄に掲げる事業ごとに同表の中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の当該右欄に掲げるとおりとする。

(補助の実施期限)

第 4 規則第 3 条に規定する補助の実施期限は、令和 8 年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、当該補助金に係る森林整備を実施した面積とする。

(申請の取下期日)

第 5 規則第 8 条第 1 項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して 15 日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表第2のとおりとする。

別表第1 (第3関係)

事業	経費	補助額
除伐	森林所有者等が除伐を行う場合に要する経費（当該年度に交付の決定を受けた他の補助金に係るものを除く。）	市長が別に定めるところにより算出した額に 100分の80を乗じて得た額以内の額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
保育間伐	森林所有者等が保育間伐を行う場合に要する経費（当該年度に交付の決定を受けた他の補助金に係るものを除く。）	市長が別に定めるところにより算出した額に 100分の80を乗じて得た額以内の額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
森林作業道整備	森林所有者等が保育間伐と一体的に実施する森林作業道整備を行う場合に要する経費（当該年度に交付の決定を受けた他の補助金に係るものを除く。）（当該整備に係る森林作業道の利用区域の森林面積が0.1ヘクタール以上のものに限る。）	当該経費の 100分の80に相当する額以内の額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
	森林所有者等が搬出間伐と一体的に実施する森林作業道整備を行う場合に要する経費（当該年度に交付の決定を受けた他の補助金に係るものを除く。）（当該整備に係る森林作業道の利用区域の森林面積が5ヘクタール以上のものに限る。）	

別表第2 (第7関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第4条	1 補助金交付申請書	1 部	別に定める。
	2 事業計画書	1 部	

	3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類	1 部	
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1 部	別に定める。
規則第9条第2項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1 部	別に定める。
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 その他市長が必要と認める書類	1 部 1 部 1 部	事業完了後30日以 内又は当該年度の 3月31日までのい ずれか早い日
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1 部	別に定める。
規則第18条第2項	補助金前金払請求書	1 部	別に定める。